

### 3.(2)の要件についての考え方

3.(2)基準案を提示しようとする地方自治体は、当該地方自治体と関係する地方自治体等と十分協議し、合意をした上で国に当該基準案を提示すること

上記要件を導入するに当たっての考え方は以下のとおりである。

現行の工場立地法では、行政能力等の理由により、条例による地域準則の制定を都道府県及び政令市までにしか認めていないため、政令市以外の市町村は、地域準則制定の機会が全くない。今回の措置により、国が地域の実情に応じた基準を国の準則とすることは、政令市以外の市町村に実質的な地域準則制定の機会を与えることになる。なお、広域的な緑地面積確保とのバランスを取る必要があるため、基準案を提示しようとする地方自治体は、関係する地方自治体等と十分に協議し、合意したものを基準案として提示すべきである。

以上